

議案第 57 号

白岡市の基本構想を策定することについて

白岡市の基本構想の策定等に関する条例（平成 23 年白岡町条例第 10 号）第 2 条の規定に基づき策定する白岡市の基本構想について、同条例第 3 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 8 年 8 月 27 日提出

白岡市長 藤井 栄一郎

提 案 理 由

第 6 次白岡市総合振興計画基本構想の計画期間は、令和 13 年度までとなっているが、近年の社会経済情勢の変化などへの対応を図るため、新たな基本構想を策定する必要性が生じたことから、白岡市の基本構想の策定等に関する条例第 3 条の規定により、本案を提出するものである。